

中央教育審議会大学分科会質向上・質保証 システム部会（第9回）における新たな評価制度 に関する主な意見（令和8年6月3日）

1. 新たな評価の基本的な考え方

新しい評価制度は社会に高等教育の価値を示すものであり、負担があっても達成感があるような評価制度というものを大学人がつくっていかねばいけないのではないかと。

- 学部別に評価を受けるとなると、改組がどのように反映されるか等、今後実務レベルでの詳細検討が求められる。
- 教育の質向上を重視する評価制度の導入により、人為的な操作によって見かけ上は、教育の質が向上したように見せかける、成績評価のインフレが副作用として懸念される。また、インフレに乗じて学生の満足度も上がる傾向が見られると予想され、直接評価も間接評価もどちらの結果も向上したように見えてしまうため、大学にとってインフレを起こす強いインセンティブが生じる。そういったことが生じないよう何らかの歯止めをかけておくことを検討いただきたい。

2. 新たな評価制度の基本的な枠組み

(1) 評価の視点

- 質向上の視点として、「教育成果は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案する」という資料中の記載は、新しい評価制度の中核をなす重要な一文であるが、教育評価の専門家ではない方にとっては理解が難しい。理解が不十分なままに新しい評価を受けてしまうと、教育成果の可視化の点で大きな混乱が生じるおそれがあり、直接評価や間接評価の定義を示すなど、それぞれの評価の具体例を図や表にして示すとわかりやすいのではないかと。
- 大学が、DPに記載されているものに限定されず、準正課や課外活動を通じて学生が学び成長したものについても、例えば特記事項として示せるなどアピールができるようにしてはどうか。
- 評価負担は、評価者だけでなく評価機関にも通じる課題。評価負担を減らしフィージビリティを高めるため、評価項目を絞り、評価の重複を防ぐ等検討いただきたい。

(2) 評価手続

- 制度が実際に回るどうか示す数字は必要であり、評価の対象数、評価件数、評価候補者数等を明示すべきでないか。また、評価者の待遇についても今後議論の余地があるのではないか。

(3) 評価の主体

- 教員、職員だけでなく、評価に係る専門人材が関わりながら評価を行っていくことが重要。評価に係る専門人材の配置・充実に向けた支援が必要ではないか。
- 評価の実施にあたり、評価者と大学が上下関係になるとうまくいかない。評価委員の研修を行うとともに、アンケートの実施等により評価員の声を拾うことが必要ではないか。
- 学部ごとの評価にあたり、同じ学者・教育者間で評価するピアレビューにこだわることは重要と考えている。

(4) 評価結果の公表・活用

- 地方の大学にとって学生が集まることは重要であり、大学がどのような人材養成を行っていて、教育の質保証・向上をどのように図っているのかを中学校、高校にしっかり説明できれば受験生を確保できる。大学がどのような評価を受けて、教育を質向上させているかということが中学校、高校にも伝わるようすべき。
- 評価の結果が世に公表されるまでのプロセスについて、いずれの認証評価団体でも、評価についての異議申立ての時間が用意されていると承知しているが、応答に対するトラブルがデリケートであればあるほど出てくると思料しており、それが資源配分や厳格な対応に結びつけばつくほど、そのリスクは高まるのではないか。厳格な対応に関する姿勢は整理しておくことが肝要であり、インテグリティを明確にしておき、これに沿わない場合は厳しい対応があるということを明示する必要がある。
- 新たな評価制度において、学生が何を学んでどのように成長したのかといった教育の質を重視し、学部ごとに分かりやすく可視化されているという点は大変意義深い。地域の大学にとっては、学びを可視化でき、生徒に対してそれを示せるということは、インセンティブにもつながると考えられる。高校生にとっては、進路選択を行う際に、限られた情報の中で、従来の偏差値や学校のブランド力、知名度といった情報だけでなく、各学部において行われている教育内容や人材養成、その成果を踏まえて判断できるようになり、高校における進路指導の質の向上にもつながるものであると期待。

- 段階的な評価について、高校生や保護者にとっては大変理解しやすいが、現在の偏差値のように大学のランク付けとなってしまうと問題。段階的に評価する意図を踏まえ、評価結果が公表される際には、評価の理由や特徴、教育を通じてどのような点を伸ばせるのかを高校生等に丁寧に説明できる方法であることが必要ではないか。

(5) 持続可能な高等教育の評価への転換

- 認証評価と国立大学法人評価について、重複部分をなくし、効率化出来ないかと考えている関係者は多い。評価期間については法人評価と合わせ配慮いただいていると思うが、法人評価で代替できる部分を明確にするなど、評価負担の軽減につながる取組を進めてほしい。

中央教育審議会大学分科会（第190回）における 新たな評価制度に関する主な意見 （令和8年6月11日）

1. 新たな評価の基本的な考え方

（1）認証評価制度の現状と課題

- 「評価にあたり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか」という記載と、「認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか」という記載があるが、実際に評価をしてきた立場としては、両者は二律背反しているものであり、両立は厳しいものと思われる。
- 学部等の単位で教育の質を見ていく方向性自体は重要だと考えているが、新たな評価制度を設計するのであれば、理念や評価の観点だけでなく、制度が実際に回るのかどうか、それを示す数字というものが必要。。
- 評価者の待遇を曖昧にしたまま制度を拡張することにも慎重であるべき。書類の読み込み、評価表の作成、訪問調査等には、相当な時間と専門性を要するため、それにふさわしい処遇、業務軽減、事務局支援を制度として用意することが必要。評価制度の実効性は、評価される側だけではなく、評価する側の専門性、時間、処遇によって支えられており、次の世代に持続可能な評価制度として渡すためにも、この点も留意いただきたい。

（2）改革の方向性

- 大学選択において圧倒的に偏差値によってほとんどが決まってしまうという実態があり、偏差値のいい大学、学部を卒業するということが学生たちの目標になっているというのが今の高等教育の現状。これを変えていくには、入学後の伸びしろの部分というものを評価するという体制を評価軸とすることが重要であり、これを明確に示していることに大いに賛同。

2. 新たな評価制度の基本的な枠組み

（1）評価対象

- 大学院の研究科の取扱いについては別途議論中であるが、学士課程のみの教育機関よりも、例えば修士・博士課程まで設置する教育機関や研究機関の場合には、研究指導体制に関してより高い水準を求めることも考えられるのではないか。

（2）評価の視点

- 質保証の基準は現在の認証評価の延長であることから実現可能かと思う。一方、質向上の評価に関

しては公平性の担保が今後の検討課題と思われる。

- 評価サイクルの 6 年で世の中があつという間に変わってしまう。例えば教職員が民間企業ないしは行政機関にお互いに行くことによって、そのスピード感、今何が起きているのかというのをはつきり分かる機会を得るためにも人材交流の観点や、教職員の学び直しの観点が非常に重要。
- 評価結果を使う側の観点から言うと、高校生や保護者がどこの大学が合っているかとか、どんなことが期待できるかということ判断できるようにするためにも、一定の共通の視点、フォーマットで、具体的には学修成果とか、学生の成長実感とか、あるいはキャリア形成とか、そういったもので評価を行っていくという視点が必要。
- 地域で求められる人材というのはその地域ごとのニーズや課題によって様々であり、養成する人材像というのは地域によっても異なっている。評価者が地域の事情に精通しているわけではないことから、地方大学の養成する人材像と評価者側が重視するポイントにずれが生じるのではないかと懸念され、それぞれの地方における取組を適切に評価していくという観点からも検討してほしい。
- 直接評価をしっかりとやるのは当然として、間接評価で全国学生調査とか就職先への調査などが挙げられているが、ぜひそういう視点も生かしてほしい。現状、全国学生調査、実施状況は大学に委ねられている面があるが、規模や方式もまちまちなので、もしこういう正式な評価に使われる場合は、一定の基準を示して実施を徹底することが非常に有効。

(3) 評価手続

- かつての金融庁と金融機関の関係というのは、まさに検査疲れみたいなことがあつて、お互いに協力してシンプルな形で進めていくといった歴史があるが、新たな評価においても、大学、高等教育機関における内部監査の結果を用いてレポートするというやり方もあるのではないかと。
- データプラットフォームについては、AI とかデータがこれからも進んでいくため、利用開始時点で完成形を目指すというのはあまり実効性がなく、走りながら考えていくというか、実際の利用状況とか利用者の声をしっかりと聞き取りながらアジャイルに中身を変えていくという姿勢が絶対必要。開始後も継続的にブラッシュアップを目指すという方針で臨んでほしい。
- 新たな評価は、新制大学以来の大改革につながることに期待。いろいろ課題があるが、走りながら検討するということにならざるを得ない。大学関係者だけの議論にせず、受験生、保護者、それから出口のほうの産業界などのステークホルダーに丁寧な説明をして賛同に回ってもらうということが必要。今回とにかく大改革になり、スタートすることが重要なので、スタートはソフトランディングでいいと思われる。
- 段階別評価である星の配分については、星 3 つが 1 割、星 2 つが 1 割、星 1 つが 7 割、ゼロが 1 割といったところでスタートすることでもいいのではないかと。とにかくこれをスタートさせるためにもソ

フトランディングをして、走りながら徐々に改善していくべき。

- 段階別評価の結果が資源配分にも結びつけられるということになると、非常に大学にとってクリティカルになる。評価基準をどう設定するか、評価の結果が違ったときに、それをどう調整、オペレーションするか、あるいは評価基準合わせ、キャリブレーションをどう行うかということについて、今後検討が必要。
- データプラットフォームへの AI の活用に関し、AI はまだまだ制度面の問題があるという評価もあるが、ただこれだけ短い期間で成長しており、2030 年を 1 つの起点とするのであれば、あと数年ある中で、どういう形で公正な、それから信頼に足る評価ができるのか考えていく余地がある。
- 学部設置時の学問分野で見るとしたときに、かなり古い段階で学部を設置しているような学部もあり、そういったところも含めてどの分野で評価するのか実務的なところも検討してほしい。
- 伝統的な構成の学部だけではなくて、文理融合だったり、学際教育だったり、リベラルアーツだったり、そういったものを重視する学部が近年増加しているため、今後出てくる新しい形の学部にも対応した評価方法を考えてほしい。

(4) 評価の主体

- 国内には 700 以上の学位名称が存在し、その 7 割は 1 つの大学でしか使用されていない学位名称となっており、評価する際に戸惑いが生じることが考えられる。新たな評価が 400 種類以上に及ぶ学部名を大学が主体的にきっかけになることに期待する。また、評価員の確保が課題になるため、例えば、欧州の国際認証でも見られる手法であるチェックリスト方式といったものを組み合わせて簡素化する方式を取り入れることも検討してほしい。

(5) 評価結果の公表・活用

- 評価結果をもっとポジティブに公表・活用することとし、例えば 3 つ星の学部に対してはしっかりと資源配分をしていく、公表についても全国の高校生に対してアピールしていくなど積極的な公表や活用というものを文部科学省として出していくべき。